

資 料

目 次

・ 個人所得税関係の主な特例措置	1
・ 租税特別措置による減収額（23,620億円）の内訳（平成13年度ベース）	2
・ 租税特別措置による減収額の税目別分類（平成13年度）	3
・ 平成13年度租税特別措置による減収額試算	4
・ 最近の租税特別措置による減収額	6
・ 新住宅ローン減税制度の概要	7
・ 住宅ローン減税の最高控除額（控除期間）の推移	8
・ 住宅ローン控除の適用により、その年の所得税額がゼロとなる給与収入金額	9
・ 生命保険料控除	10
・ 損害保険料控除	11
・ 生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用状況の累年比較	12
・ 損害保険料控除の適用状況の累年比較	13
・ 少額貯蓄非課税制度等の概要	14
・ 老人等の少額貯金の利子の非課税等の減収額（平年度）の推移	15
・ 高齢者世帯における所得の種類別金額の年次推移（平成5年～平成10年）	16
・ 青色申告特別控除制度の概要	17
・ 個人事業者の青色申告者の推移	18
・ 土地譲渡益課税制度の概要	19

・ 主な土地譲渡益課税の特例〔特別控除、軽減税率〕	20
・ 個人の土地譲渡益課税（長期譲渡に係る税率）の変遷	21
・ 土地譲渡所得の課税状況（11年分）—譲渡価額19.0兆円	22
・ 資産課税関係の主な特例措置	23
・ 住宅に係る登録免許税の主な軽減措置の概要	24
・ 住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の概要	25
・ 住宅取得資金等の贈与に対する特例による贈与税額の計算（5分5乗）の図解	26
・ 住宅取得資金等の贈与に対する特例による負担軽減状況	27
・ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要	28
・ 小規模宅地等の相続税の特例の改正の推移	29
・ 農地等に対する納税猶予の特例の概要	31
・ 死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額の推移	32
・ わが国税制の現状と課題（平成12年7月 税制調査会）	33
・ 税法以外の規定による公租公課の禁止の例	35

個人所得税関係の主な特例措置

	租税特別措置法に規定	所得税法に規定
就業に関連するもの	● いわゆる企業関係租特 ● 社会保険診療報酬の所得計算の特例（概算経費率） ● 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 ● 青色申告特別控除	○ 給与所得控除 ○ 青色専従者給与の必要経費算入・事業専従者控除
生活に関連するもの	● 老人マル優（少額公債） ● 財形住宅（年金）貯蓄の利子非課税制度 ● 配当所得の課税の特例 ■ 株式等譲渡益課税の特例 ● 同居老親等に係る扶養控除の特例 ● 寡婦控除の特例	● 老人マル優（郵便貯金・少額預金） ● 生命保険料控除・損害保険料控除
その他	● 住宅ローン控除 ● 居住用財産の買換えに係る譲渡損失繰越控除 ■ 居住用財産の譲渡所得の特別控除 ■ 優良住宅地造成等の長期譲渡所得の特例 ■ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	○ 特定扶養控除 ○ 配偶者特別控除 ○ 老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除 ○ 医療費控除 ○ 遺族年金、通勤手当の非課税等 ○ 配当控除 ○ 寄附金控除

（注）●、■は租税特別措置に該当するもの（うち●は租税特別措置による減収額が計上されているもの）

○ 租税特別措置による減収額 (23,620億円)の内訳 (平成13年度ベース)

所 得 税 16,620億円(70.4%)					法人税 4,900億円(20.7%)		その他
住 宅 ロ ー ン 控 除	生 損保控除	老 人 マ ル 優 等		そ の 他	法 人 税	投資減税 景気対策)	そ の 他
24.9%)	11.9%)	(25.4%)		5.2%)	14.4%)	(6.4%)	8.9%)
5, 870億円	2, 820億円	6, 010億円 郵貯集中満期分除き1,130億円)		1, 230 億円	3, 390億円	1,510億円	2,100億円
					青色申告特別控除 2.9%) 690億円		

備考) 上記のほか、緊急経済対策 (13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額▲910億円がある。

租税特別措置による減収額の税目別分類（平成13年度）

（単位：億円）

区 分	平年度減収額
一 所 得 税	
老人等の少額預金の利子の非課税等	6, 0 1 0
配当所得の課税の特例	9 0
生命保険料控除	2, 6 5 0
損害保険料控除	1 7 0
住宅借入金等を有する場合の特別税額控除	5, 8 7 0
医療用機器等の特別償却	5 0
青色申告特別控除	6 9 0
社会保険診療報酬の所得計算の特例	1 9 0
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	2 0 0
同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例	5 7 0
非居住者・外国法人の一括登録国債の利子の課税の特例	4 0
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除	8 0
寡婦控除の特例	1 0
小 計	1 6, 6 2 0
二 法 人 税	
公害防止用設備の特別償却	1 1 0
電線類地中化設備の特別償却	1 0
船舶等の特別償却	2 0
特定高度技術産業集積地域産業用設備の特別償却	3 0
事業革新設備等の特別償却	1 0
特定電気通信設備等の特別償却	3 0
再商品化設備等の特別償却	4 0
特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	2 0
低開港地域等工業用機械等の特別償却	6 0
医療用機器等の特別償却	1 5 0
経営基盤強化計画等に係る機械等の割増償却	3 0
優良賃貸住宅等の割増償却	1 0
倉庫用建物等の割増償却	2 0
海外投資等損失準備金	1 0
特定災害防止準備金	1 0
ガス熱量変更準備金	1 0
プログラム等準備金	2 0

区 分	平年度減収額
使用済核燃料再処理準備金	2 8 0
原子力発電施設解体準備金	1 7 0
異常危険準備金	1 7 0
特別修繕準備金	3 0
中小企業等の貸倒引当金の特例	2 9 0
増加試験研究費等の税額控除	4 1 0
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	4 8 0
中小企業新技術体化投資促進税制	5 7 0
中小企業等基盤強化税制	5 0
事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は税額控除	1 0
自由貿易地域等における工業用機械等の税額控除	2 0
製品輸入額が増加した場合の税額控除	1 2 0
中小企業投資促進税制	1, 4 5 0
技術等海外所得の特別控除	2 0
農業協同組合等の課税の特例	1 0
特定の基金に対する負担金等の損金算入	2 0
同族会社の留保金課税の特例	2 1 0
小 計	4, 9 0 0
三 そ の 他 の 税	
親子間等の住宅取得資金に係る贈与税の特例	3 9 0
住宅用家屋等の登録免許税の軽減	6 4 0
商工中金等の抵当権設定等の登録免許税の軽減	3 0
認定事業再構築計画等に係る登録免許税の軽減	3 0
清酒等に係る酒税の税率の特例	1 1 0
石油税の還付措置	5 8 0
航空機燃料税の税率の特例	9 0
不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例	1 1 0
約束手形に係る印紙税の税率等の特例	1 2 0
小 計	2, 1 0 0
合 計	2 3, 6 2 0

（備考）租税特別措置のうち減収額の計上されているもの

平成13年度租税特別措置による減収額試算

事 項 別 分 類

(単位：億円)

事 項 別	平 年 度 減 収 額
一 貯蓄の奨励等	
1 老人等の少額預金の利子の非課税等	6,010
・ 老人等の少額預金及び郵便貯金の利子の非課税	(5,950)
・ 勤労者財産形成住宅・年金貯蓄の利子の非課税	(60)
2 配当所得の課税の特例	90
3 生命保険料控除	2,650
4 損害保険料控除	170
計	8,920
二 環境改善、地域開発等の促進	
5 住宅対策のための課税の特例	7,020
(1) 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除	(5,870)
(2) 優良賃貸住宅等の割増償却	(10)
(3) 親子間等の住宅取得資金に係る贈与税の特例	(390)
(4) 住宅用家屋等の登録免許税の軽減	(640)
(5) 不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例	(110)
6 地域開発のための課税の特例	200
(1) 自由貿易地域等における工業用機械等の税額控除	(20)
(2) 特定高度技術産業集積地域産業用設備の特別償却	(30)
(3) 低開発地域等工業用機械等の特別償却	(60)
(4) 航空機燃料税の税率の特例	(90)
7 公害対策のための課税の特例	120
(1) 公害防止用設備の特別償却	(110)
(2) 特定災害防止準備金	(10)
8 その他	230
(1) 電線類地中化設備の特別償却	(10)
(2) 再商品化設備等の特別償却	(40)
(3) ガス熱量変更準備金	(10)
(4) 原子力発電施設解体準備金	(170)
計	7,570

事 項 別	平 年 度 減 収 額
三 資源開発の促進等	
9 使用済核燃料再処理準備金	280
10 海外投資等損失準備金	10
計	290
四 技術の振興、設備の近代化	
11 増加試験研究費等の税額控除	410
・ 増加試験研究費の税額控除	(270)
・ 中小企業技術基盤強化税制	(140)
12 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	480
13 中小企業新技術体投資促進税制	570
14 中小企業等基盤強化税制	50
15 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は税額控除	10
16 中小企業投資促進税制	1,450
17 技術等海外所得の特別控除	20
18 船舶等の特別償却	20
19 事業革新設備等の特別償却	10
20 特定電気通信設備等の特別償却	30
21 医療用機器等の特別償却	200
22 プログラム等準備金	20
23 その他	50
(1) 経営基盤強化計画等に係る機械等の割増償却	(30)
(2) 倉庫用建物等の割増償却	(20)
計	3,320
五 内部留保の充実、企業体質の強化	
24 青色申告特別控除	690
25 異常危険準備金	170
26 中小企業等の貸倒引当金の特例	290
27 同族会社の留保金課税の特例	210
28 その他	100
(1) 特別修繕準備金	(30)
(2) 農業協同組合等の課税の特例	(10)
(3) 商工中金等の抵当権設定等の登録免許税の軽減	(30)
(4) 認定事業再構築計画等に係る登録免許税の軽減	(30)
計	1,460

事 項 別	平 年 度 減 収 額
六 その他	
29 社会保険診療報酬の所得計算の特例	1 9 0
30 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	2 0 0
31 同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例	5 7 0
32 製品輸入促進税制等	1 4 0
(1) 製品輸入額が増加した場合の税額控除	(1 2 0)
(2) 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	(2 0)
33 その他	9 6 0
(1) 非居住者・外国法人の一括登録国債の利子の課税の特例	(4 0)
(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除	(8 0)
(3) 寡婦控除の特例	(1 0)
(4) 特定の基金に対する負担金等の損金算入	(2 0)
(5) 清酒等に係る酒税の税率の特例	(1 1 0)
(6) 石油税の還付措置	(5 8.0)
(7) 約束手形に係る印紙税の税率等の特例	(1 2 0)
34 交際費課税の特例	(+) 6, 2 0 0
計	(+) 4, 1 4 0
合 計	1 7, 4 2 0

(注1) 老人等の少額預金の利子の非課税等の減収見込額のうち、定額郵便貯金の集中満期により発生する利子に係る減収見込額は4,880億円である。

(注2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の減収見込額は、総額490億円であるが、電線類地中化設備の特別償却の適用を受けるとした場合の減収見込額は10億円と推計されるので、この部分の減収見込額は電線類地中化設備の特別償却の項目に計上している。

(注3) 中小企業新技術体化投資促進税制の減収見込額は、総額590億円であるが、医療用機器等の特別償却の適用を受けるとした場合の減収見込額は20億円と推計されるので、この部分の減収見込額は医療用機器等の特別償却の項目に計上している。

(注4) 中小企業等基盤強化税制の減収見込額は、総額90億円であるが、中小企業新技術体化投資促進税制又はエネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用を受けるとした場合の減収見込額は40億円と推計されるので、この部分の減収見込額はそれぞれの項目に分けて計上している。

(注5) 中小企業投資促進税制の減収見込額は、総額2,140億円であるが、中小企業新技術体化投資促進税制その他の制度の適用を受けるとした場合の減収見込額は690億円と推計されるので、この部分の減収見込額はそれぞれの項目に分けて計上している。

(注6) 前表のほか、地価税の課税の停止による減収見込額は2,140億円、特別法人税の課税の停止による減収見込額は2,290億円である。

最近の租税特別措置による減収額

単位：億円)

項目 年度	住宅ローン控除	生・損保控除	老人マル優等	青色申告特別控除
平成 5	4,480	3,110	4,240	680
平成 6	5,480	3,210	2,740	650
平成 7	5,660	3,240	2,790	640
平成 8	5,870	3,260	1,110	660
平成 9	6,610	3,420	910	630
平成 10	6,190	3,590	850	770
平成 11	5,510	2,850	690	690
平成 12	5,590	2,770	6,560	730
平成 13	5,870	2,820	6,010	690

新住宅ローン減税制度の概要

平成9・10年居住分

	1～3年目	4～6年目
(ローン残高) (控除率)		
～3,000万円	0.5%	0.5%
～2,000万円	1.0%	1.0%
～1,000万円	2.0%	1.0%

1	2	3	4	5	6	年目
35	35	35	25	25	25	

(単位：万円)

平成11・12年・13年前期居住分

	1～6年目	7～11年目	12～15年目
(ローン残高) (控除率)			
～5,000万円	1.0%	0.75%	0.5%

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	年目
50	50	50	50	50	50	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	25	25	25	25	

(単位：万円)

新住宅ローン減税制度

平成13年後期・平成14・15年居住分

1～10年目
(ローン残高) (控除率)
～5,000万円 1.0%

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	年目
50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	

(単位：万円)

平成16年居住分

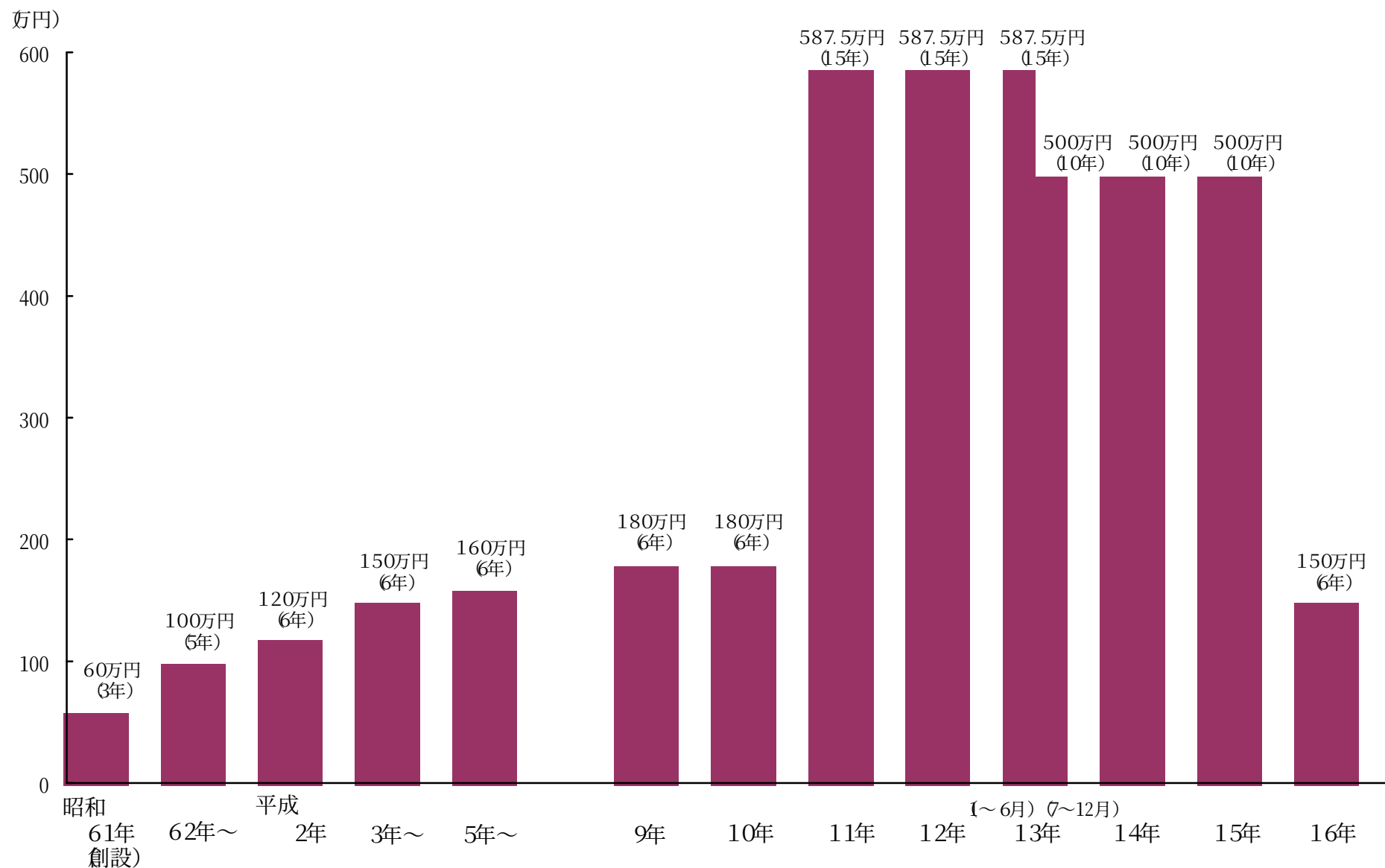
1～6年目
(ローン残高) (控除率)
～3,000万円 0.5%
～2,000万円 1.0%

1	2	3	4	5	6	年目
25	25	25	25	25	25	

(単位：万円)

(注)その年の合計所得金額が3,000万円以下の場合について適用。

住宅ローン減税の最高控除額 控除期間)の推移



住宅ローン控除（年50万円の所得税額控除）の適用により、その年の所得税額がゼロとなる給与収入金額

	夫婦子2人	夫婦子1人	夫婦のみ	独身
所得税額がゼロとなる給与収入金額	934.8万円	858.7万円	811.2万円	716.2万円
参考) 課税最低限	384.2万円	283.3万円	220.0万円	114.4万円

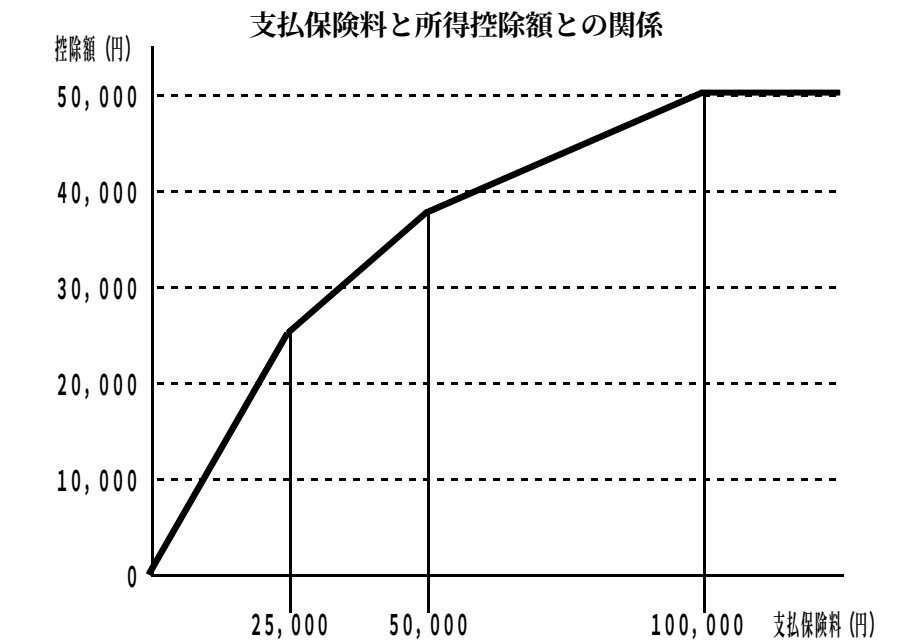
注)夫婦子2人の場合、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。

生命保険料控除

1. 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高50,000円が「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高50,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



2. 控除対象とされる生命保険料に係る契約の範囲

？ 生命保険契約等 次に掲げる契約のうち、その契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料の払込者又はその親族とするもの

- ①生命保険会社等の締結した生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの（期間5年未満のもの等を除く）
 - ②簡易生命保険契約、農業協同組合の締結した生命共済契約等
 - ③生命保険会社等又は損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、病院等に入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金が支払われるもの
- ？ 個人年金保険契約等 上記①及び②の契約（年金を給付する定めのあるものに限る）のうち、？年金の受取人は保険料の払込者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること、？保険料の払込みが年金支払前に10年以上定期で行うものであること、？年金の支払は、受取人が60歳になった日以後であって、10年以上又は終身で行うものであること、という要件の定めのあるもの

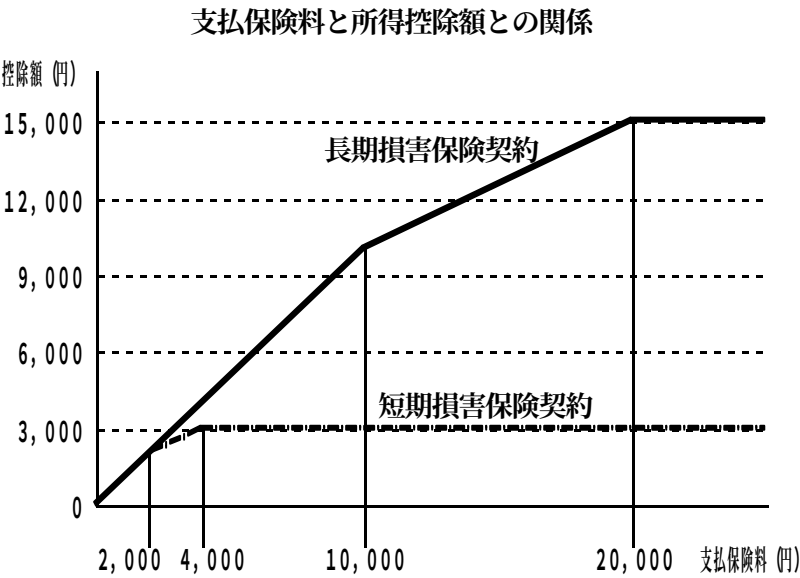
3. 生命保険料控除の沿革

区 分	生命保険料控除 (大正12年創設)	個人年金保険料控除 (昭和59年別枠控除創設)
大正12年	所得控除 最高 200円	
昭和15年	税額控除 最高 12円 (支払保険料 (最高200円) の6%)	
17年	税額控除 最高 24円 (支払保険料 (最高240円) の10%)	
22年	廃止	
26年	所得控除 最高 2,000円	
49年	〃 最高 50,000円	所得控除 最高 5,000円
59年	〃 〃	
平成2年	〃 〃	

損害保険料控除

1. 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高15,000円、短期契約は最高 3,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



(注) 長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

2. 控除対象とされる損害保険料の範囲

納税者若しくは納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋（常時その居住の用に供するもの）などを保険等の目的とする損害保険契約等、これらの者の身体の傷害に基因して保険金等が支払われる損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害又は疾病により病院等に入院して医療費を支払ったことなどに基因して共済金が支払われる損害保険契約等で次に掲げる損害保険契約等に係る保険料又は掛金

- (イ) 損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶発の事故によって生ずることのある損害をてん補するもの
- (ロ) 農業協同組合又は消費生活協同組合連合会等の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約
- (ハ) 損害保険会社等又は生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約

3. 損害保険料控除の沿革（創設 昭和39年）

区 分	控 除 限 度 額	
	短 期	長 期
昭和39年	2,000 円	10,000 円
49年	3,000 円	15,000 円

生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用状況の累年比較

生命保険料控除)

	区 分	納税者数 万人	生命保険料控除 万人	適用割合 %
民間給与所得者	昭和 年			
	50	2,404	1,741	72.4
	55	2,886	2,186	75.8
	60	3,131	2,449	78.2
	平成 年			
	5	3,593	3,015	83.9
	6	3,650	3,036	83.2
	7	3,606	3,063	84.9
	8	3,688	3,128	84.8
	9	3,701	3,087	83.4
	10	3,265	2,698	82.6
	11	3,611	3,004	83.2
申告所得者	昭和 年			
	50	462	399	86.3
	55	594	514	86.6
	60	737	635	86.2
	平成 年			
	5	843	731	86.7
	6	822	713	86.7
	7	802	694	86.6
	8	824	710	86.1
	9	827	708	85.6
	10	622	537	86.3
	11	740	623	84.2

個人年金保険料控除)

	区 分	納税者数 万人	個人年金保険料控除 万人	適用割合 %
民間給与所得者	平成 年			
	5	3,593	558	15.5
	6	3,650	654	17.9
	7	3,606	671	18.6
	8	3,688	740	20.1
	9	3,701	670	18.1
	10	3,265	612	18.7
	11	3,611	636	17.6
申告所得者	平成 年			
	5	843	126	14.9
	6	822	125	15.2
	7	802	129	16.0
	8	824	138	16.7
	9	827	136	16.4
	10	622	107	17.1
	11	740	117	15.8

- 備考) 1. 民間給与所得者は、国税庁「民間給与の実態 年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者（非納税者を除く。）」により、申告所得者は、国税庁「申告所得税の実態」による。
2. 生命保険料控除の昭和60年分以前については、生命保険料控除と個人年金保険料控除を合計した適用状況である。

損害保険料控除の適用状況の累年比較

区 分		納 税 者 数	損害保険料控除	適 用 割 合
民間給与所得者	昭和 年	万人	万人	%
	50	2, 4 0 4	5 6 3	2 3. 4
	55	2, 8 8 6	8 4 1	2 9. 2
	60	3, 1 3 1	9 2 5	2 9. 5
	平成 5	3, 5 9 3	1, 4 7 9	4 1. 2
	6	3, 6 5 0	1, 5 3 7	4 2. 1
	7	3, 6 0 6	1, 5 0 9	4 1. 8
	8	3, 6 8 8	1, 5 5 3	4 2. 1
	9	3, 7 0 1	1, 6 0 1	4 3. 3
	10	3, 2 6 5	1, 4 1 8	4 3. 4
	11	3, 6 1 1	1, 5 6 3	4 3. 3
申告所得者	昭和 年	万人	万人	%
	50	4 6 2	2 5 4	5 5. 0
	55	5 9 4	3 2 2	5 4. 2
	60	7 3 7	4 2 6	5 7. 8
	平成 5	8 4 3	5 1 6	6 1. 3
	6	8 2 2	5 1 3	6 2. 4
	7	8 0 2	4 9 5	6 1. 8
	8	8 2 4	5 1 1	6 2. 0
	9	8 2 7	5 1 5	6 2. 3
	10	6 2 2	4 0 1	6 4. 4
	11	7 4 0	4 6 0	6 2. 2

(備考) 民間給与所得者は、国税庁「民間給与の実態（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者（非納税者を除く。））」により、申告所得者は、国税庁「申告所得税の実態」による。

(参考) 持ち家率の実態 （「国勢調査」等）	
	%
昭和50年調査	57.2
↓	
55年 "	60.7
↓	
60年 "	61.7
↓	
昭和63年調査	61.3
↓	
平成2年調査	61.2
↓	
平成5年調査	59.8
↓	
平成7年調査	60.2
↓	
平成10年調査	60.3

(注) ただし、昭和63年、平成5年、10年は「住宅統計調査」（総務省）による。

少額貯蓄非課税制度等の概要

区 分	内 容	非課税限度額	利用人員	1人当たり貯蓄額
老人等の少額貯蓄非課税制度（㉗優）	預貯金、貸付信託、公社債、一定の証券投資信託の利子等	元本350万円	1538万人 (10年3月末)	196万円 (10年3月末)
〃 の少額公債 〃 （特別㉗優）	国債及び公募地方債の利子	額面350万円	226万人 (10年3月末)	164万円 (10年3月末)
〃 の郵便貯金 〃	郵便貯金の利子	元本350万円	1135万人 (13年3月末)	273万円 (13年3月末)
勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等（償還期5年以上）	元本550万円	198万人 (13年3月末)	200万円 (13年3月末)
〃 年金貯蓄 〃	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成年金貯蓄の利子（償還期5年以上、繰上り期間5年以内、年金支払期間5年以上） (注) 財形住宅と併せて550万円	元本550万円 (生損保等は385万円)	290万人 (13年3月末)	158万円 (13年3月末)

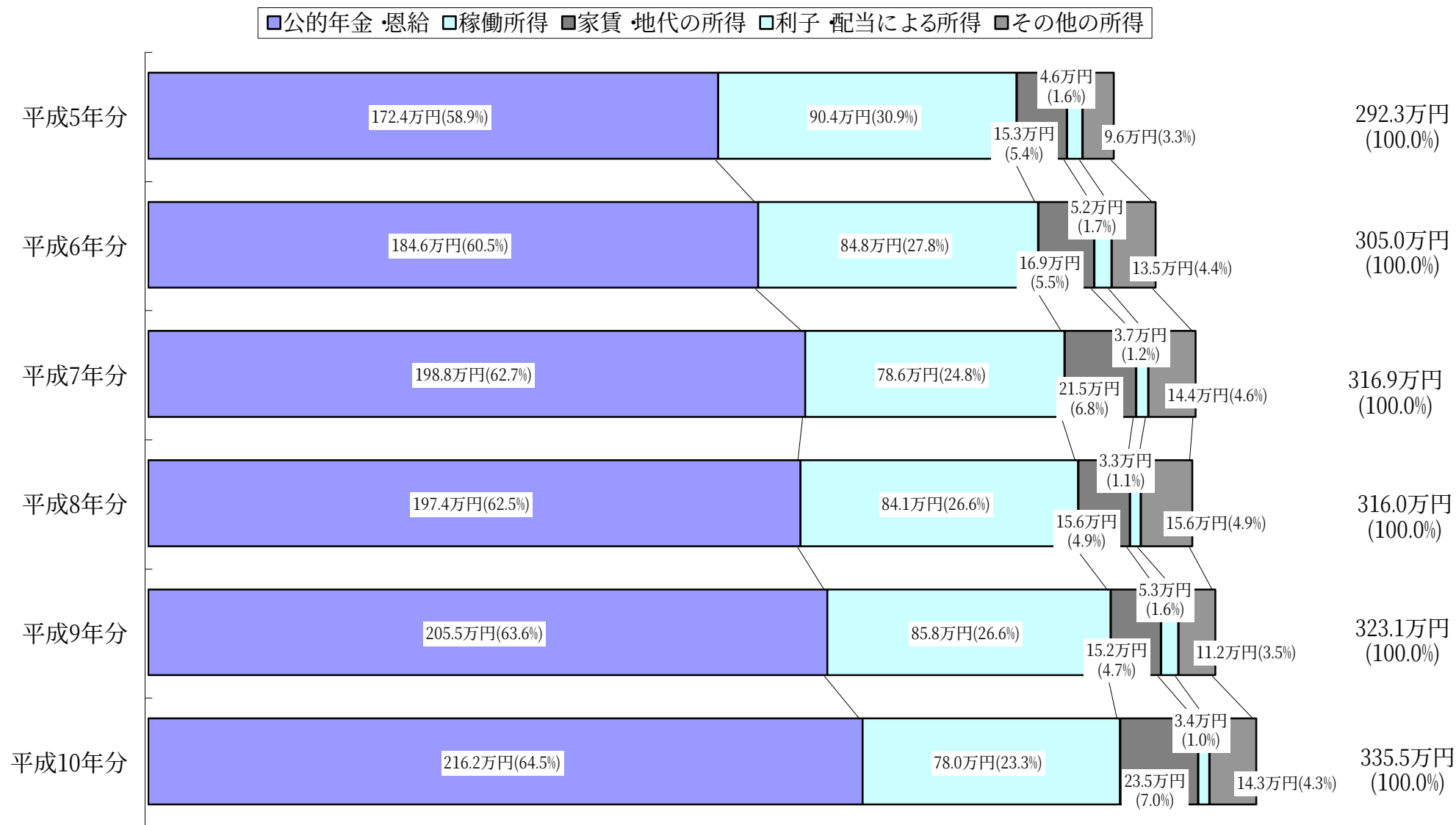
- (備考) 1. 昭和63年4月に少額貯蓄・少額公債・郵便貯金の各非課税制度が、現行の老人等に対する利子非課税制度に改組された。
2. 「老人等」とは、65歳以上の人、障害者、遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている者等をいう。
3. 非課税限度額は、平成6年に従来の300万円から350万円に引き上げられた（財形：500万円→550万円）。

老人等の少額預金の利子の非課税等の減収額（平年度）の推移

	減収額（億円）	（参考） 非課税貯蓄残高（兆円）		
	所得税	郵便貯金	少額貯蓄	少額公債
平成3年	5,850	24.9	27.8	3.3
4	4,330	25.4	27.2	3.4
5	3,760	27.0	27.3	3.2
6	2,410	29.1	28.5	2.9
7	2,460	31.3	30.6	3.7
8	980	32.7	31.0	3.7
9	810	33.2	30.5	3.7
10	760	33.8	30.2	3.7
11	610	33.4		
12	6,490	33.8		
13	5,950	31.0		

- （備考）
- 1 非課税貯蓄残高は、毎年3月末のものである。
 - 2 減収額は、財形貯蓄（住宅・年金）利子非課税分を除いた金額である。
 - 3 平成5年度の非課税限度額引上げ（300万円→350万円）による減収額は約290億円（新たな非課税限度額は新規預入分から適用）。

高齢者世帯における所得の種類別金額の年次推移(平成5年～平成10年)



- (備考)
1. 国民生活基礎調査」(厚生労働省)による。
 2. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれらに18歳未満未婚の者が加わった世帯をいう。
 3. その他の所得とは、企業年金、個人年金、一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典などをいい、株式の譲渡による所得は含まれない。

青色申告特別控除制度の概要

青色申告制度は、昭和22年に採用された申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するため、シャープ勧告を受けて、昭和25年に設けられたもの。

青色申告特別控除制度は、平成5年に、青色申告の一層の普及・奨励を図り、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を上げるとともに事業経営の健全化を推進する観点から設けられ、次に掲げる者ごとに、それぞれの特別控除が認められている。

1. 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者については、55万円の特別控除
2. 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録し、青色申告書に損益計算書に加えて貸借対照表を添付している者については、45万円の特別控除【平成5年分から平成14年分までの経過措置】
3. 上記以外の青色申告者については、10万円の特別控除

(注) みなし法人課税の特例制度は、平成4年の税制改正において、課税の適正・公平の推進の観点から、廃止されている。

(参考)

	青 色 申 告 特 別 控 除		
	〔正規の簿記の原則に従い記録している者〕	〔簡易な簿記の方法により記録している者〕	(左記以外の者)
平成5年	35万円	35万円	10万円
平成10年	45万円	45万円	〃
平成12年	55万円	〃	〃

個人事業者の青色申告者の推移

区分	営 庶 業 所 得 者			
	青色申告者数 ①	申告納税額のある者 ②	②のうち青色申告者 ③	申告納税額のある者に 占める青色申告者の割合 ③ ②
昭和 年	千人	千人	千人	%
25	94	2,000	82	4
40	759	1,349	449	33
50	2,168	2,055	1,093	53
60	2,998	2,947	1,497	51
平成 年				
元	3,098	3,094	1,625	53
6	3,056	2,850	1,421	50
7	3,061	2,727	1,367	50
8	3,072	2,735	1,380	50
9	3,060	2,664	1,363	51
10	3,069	1,649	909	55
11	3,104	2,156	1,134	53

備考) 国税庁統計年報書、日本における税務行政により作成

土地譲渡益課税制度の概要

その年1月1日における所有期間	5年以内	5年超	10年超
個人	次の①と②とのいずれか多い方の税額による分離課税 ①譲渡益×40%（住民税12%） ②総合課税による上積税額×110% （注1）	〔基本的な課税〕 100万円控除後の譲渡益について次による分離課税 一律20%（住民税6%） （11. 1. 1. ～12. 12. 31までの時限措置） 〔特例措置〕 ○優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の軽減税率の特例 4,000万円以下の部分・・・15%（住民税5%） 4,000万円超の部分・・・20%（住民税6%） 〔公有地の確保 優良な宅地供給 優良建築物の建設 等〕 〔特例措置〕 ○居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 6,000万円以下の部分・・・10%（住民税4%） 6,000万円超の部分・・・15%（住民税5%） ○相続等により取得した居住用財産の買換え等の特例 ○特定の居住用財産の買換え等の特例	
法人 （注2）	通常の法人税に加え10%の税率で課税 （平成12. 12. 31までの間適用停止）	通常の法人税に加え5%の税率で課税 （平成12. 12. 31までの間適用停止）	
（公有地の確保、優良な宅地供給、優良建築物の建設等に資する譲渡については、これらの課税制度は適用されない。）			
個人・法人 〔特別控除等〕	○収用等のために譲渡した場合の特別控除の特例 ○特定の土地区画整理事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例 ○特定住宅地造成事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例 ○農地保有合理化等のために譲渡した場合の特別控除の特例 ○居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例 ○特定の事業用資産の買換え等の特例		
		5,000万円	2,000万円
		1,500万円	800万円
		3,000万円	

注) 1. 上積税額とは、土地譲渡に係る所得と他の所得との合計額に通常の累進税率を適用して算出した税額から、他の所得のみに通常の累進税率を適用して算出した税額を控除して求められる差額をいう。

2. 個人の土地の譲渡が事業所得等に該当する場合には、法人に準じた制度がある。

主な土地譲渡益課税の特例〔特別控除、軽減税率〕

(収用等のために譲渡した場合の特別控除の特例(5,000万円特別控除))

- ・資産が土地収用法等の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合
- ・土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業等の事業が施行され、その土地等に係る換地処分により清算金を取得する場合
- ・資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において、権利変換により一定の補償金を取得する場合
- ・土地等が農地法の規定に基づいて買収され、対価を取得する場合 等

(特定土地区画整理事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例(2,000万円特別控除))

- ・国又は地方公共団体等が行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業等のために土地等を譲渡した場合
- ・第一種市街地再開発組合の事業予定地等の土地等を事業認可前に設立された市街地再開発組合に譲渡した場合
- ・古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合
- ・保安林として指定された区域内等の土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡とした場合 等

(特定住宅地造成事業等のために譲渡した場合の特別控除の特例(1,500万円特別控除))

- ・地方公共団体等が行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合
- ・収用の対償に充てられる土地等を譲渡した場合
- ・平成6年1月1日から平成15年12月31日までの間に特定の民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合
- ・公有地の拡大の推進に関する法律の協議に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合
- ・地方公共団体等が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺整備事業のために土地等を譲渡した場合
- ・地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道整備事業のために沿道地区計画区域内の土地等を譲渡した場合
- ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体等に土地等を譲渡した場合

- ・生産緑地地区内の土地を生産緑地法の買取申出等に基づき地方公共団体等に譲渡した場合
- ・国土利用計画法による規制区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による管理地区内の土地を国又は地方公共団体に譲渡した場合
- ・都道府県立自然公園の特別地域又は都道府県立自然環境保全地域の特別地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合 等

(農地保有合理化等のために譲渡した場合の特別控除の特例(800万円特別控除))

- ・農業振興地域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合
- ・農用地区域内の農地等を農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合
- ・林地保有の合理化に資するため、森林組合又は森林組合連合会に委託して林地を譲渡した場合
- ・林業経営基盤強化法の規定によるあっせんにより山林に係る土地を譲渡した場合
- ・集落地域整備法の規定による交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得する場合 等

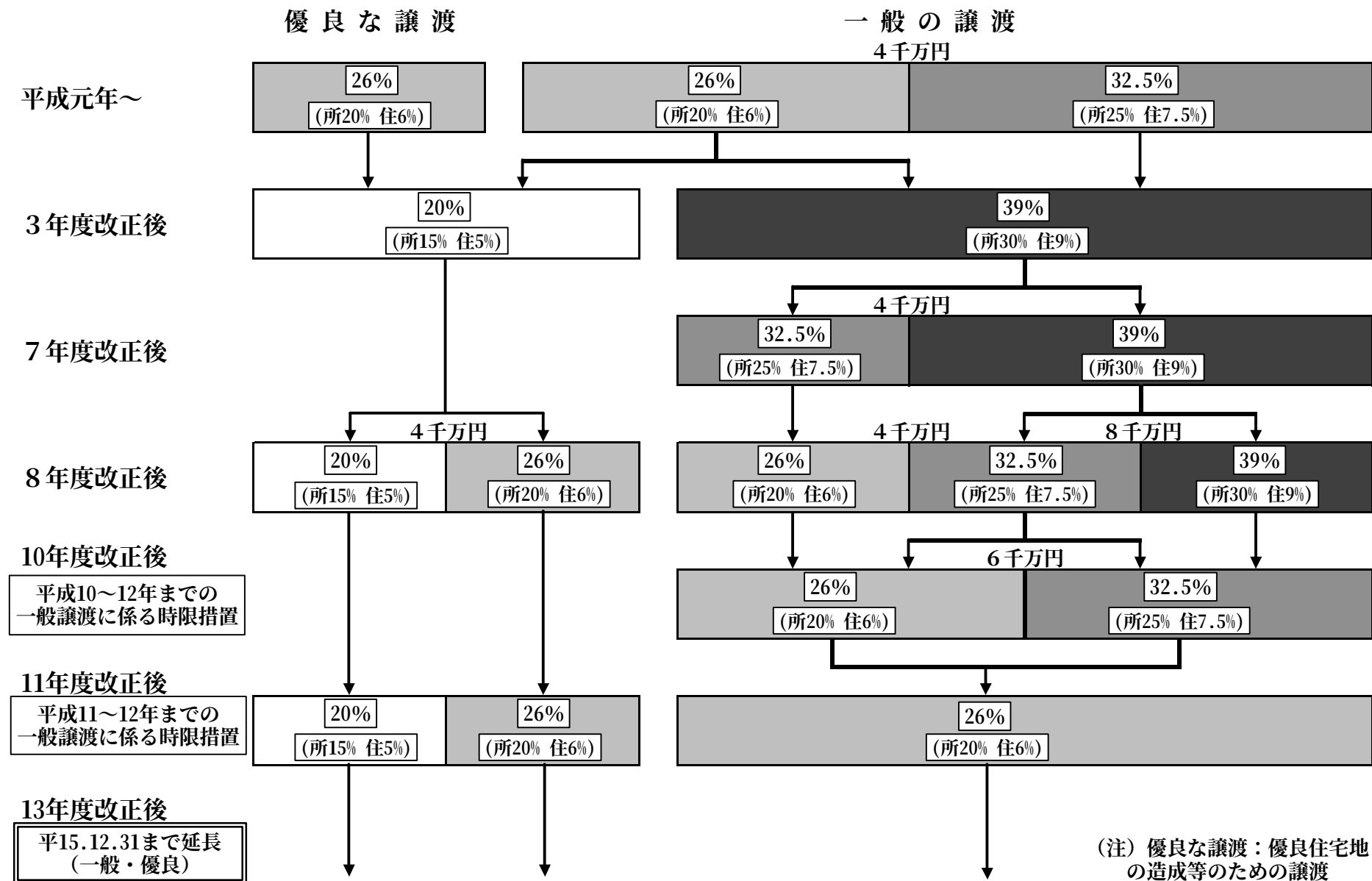
(居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例(3,000万円特別控除))

- ・個人がその居住の用に供している家屋を譲渡した場合

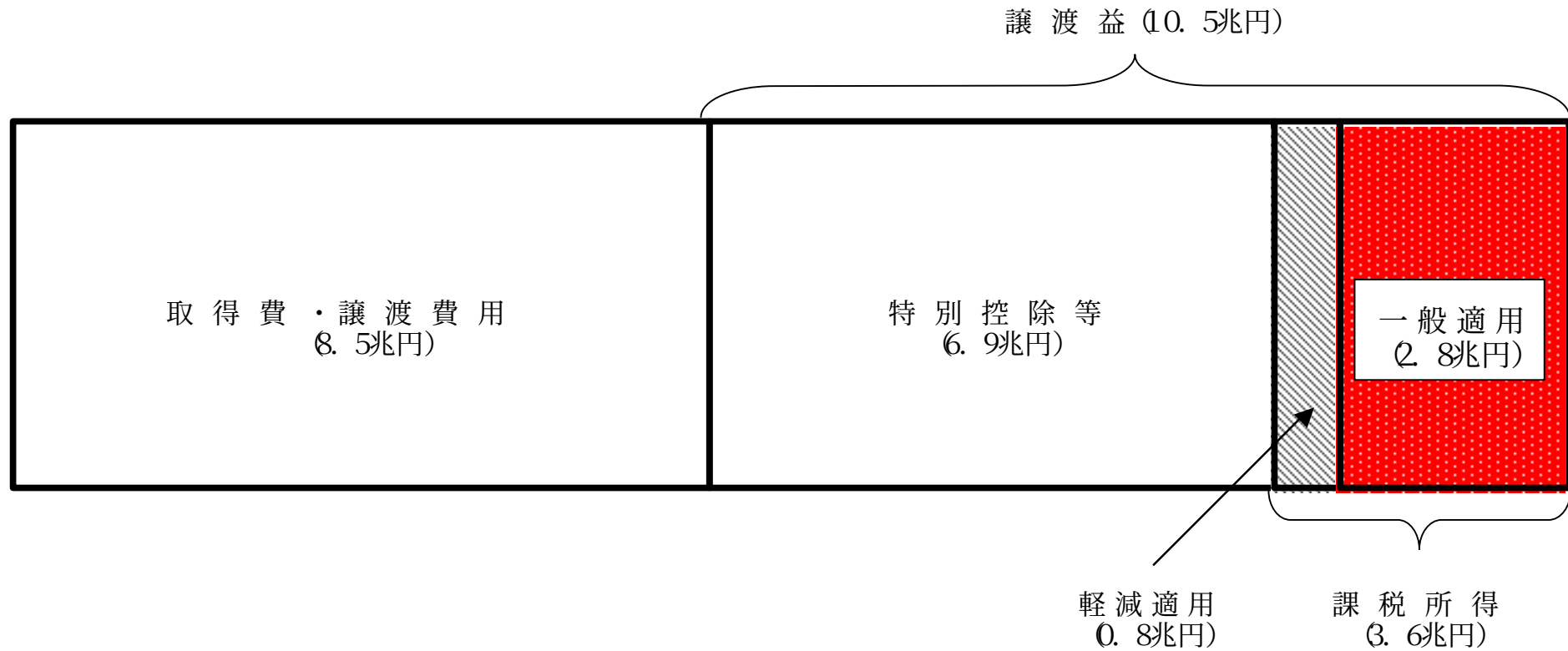
(優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の軽減税率の特例)

- ・国又は地方公共団体に対して土地等を譲渡した場合
- ・都市基盤整備公団、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成用に供するために土地等を譲渡した場合
- ・収用交換等により土地等を譲渡した場合
- ・第一種市街地再開発事業施行者に対して土地等を譲渡した場合
- ・一団の宅地の造成を行う者に対して土地等を譲渡した場合
- ・開発許可を受けて行う一団の住宅地造成の用に供するために土地等を譲渡した場合
- ・開発許可を要しない都市計画区域内の宅地の造成で一団の住宅地の用に供するために土地等を譲渡した場合 等

個人の土地譲渡益課税(長期譲渡に係る税率)の変遷



土地譲渡所得の課税状況（11年分）－譲渡価額 19. 0兆円



(備考)主税局調べ

(参考)主たる所得が土地譲渡所得である者に係る申告納税額：6 4 0 0 億円（平成11年分：国税）

資産課税関係の主な特例措置

住宅に関するもの]

住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例

住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例

土地に関するもの]

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

農地等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例

保険金に関するもの]

死亡保険金・死亡退職金に係る相続税の非課税制度

住宅に係る登録免許税の主な軽減措置の概要

登 記 の 種 類	対 象 住 宅	税 率	
		本 則 税 率	軽減税率 (9～14年)
・住宅用家屋の <u>所有権の保存登記</u> の税率の軽減	・個人の住宅の用に供される床面積50m ² 以上の家屋	6 1, 0 0 0	1. 5 1, 0 0 0
・住宅用家屋の <u>所有権の移転登記</u> の税率の軽減	・個人の住宅の用に供される床面積50m ² 以上の家屋	5 0 1, 0 0 0	3 1, 0 0 0
・住宅取得資金の貸付け等に係る <u>抵当権の設定登記</u> の税率の軽減	・中古住宅の場合は、築後25年以内（木造は20年以内）のもの	4 1, 0 0 0	1 1, 0 0 0

住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例 の概要

1. 特例の概要

平成 15 年 12 月 31 日までに、住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税については、1,500 万円を限度に 5 分 5 乗によって贈与税額を計算する。

ただし、贈与を受けた年の翌年以降 4 年間は、これらの年に既に住宅取得資金等の 5 分の 1 相当額の贈与を受けているものとして贈与税額が計算される。

2. 適用対象者

父母又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅の取得（新築を含む。）、買換え（建替えを含む。）又は増改築等のための資金（住宅取得資金等）の贈与を受けた者で、次の要件を満たすもの

(1) 住宅の取得（新築を含む。）の場合

- ① その贈与を受けた時において国内に住所を有すること。
- ② 過去にこの特例の適用を受けたことがないこと。
- ③ その贈与を受けた年分の合計所得金額が 1,200 万円以下であること。
- ④ その贈与前 5 年以内において自己又は配偶者の所有する住宅に居住したことがないこと。

(2) 住宅の買換え（建替えを含む。）の場合

- ① 上記(1)の①及び②と同じ。
- ② その贈与を受けた年分（住宅の譲渡が翌年の場合には、当年分及び翌年分）の合計所得金額が 1,200 万円以下であること。
- ③ 贈与前 5 年以内に居住していた自己又は配偶者の所有する住宅を贈与を受けた年の翌年 12 月 31 日までに譲渡又は滅失させたこと。

(3) 住宅の増改築等 の場合

上記(1)の①～③と同じ。

3. 適用対象となる住宅用家屋又は増改築等

(1) 住宅の取得（新築を含む。）の場合

- ① 翌年 3 月 15 日までに住宅の取得（新築を含む。）をし、これをその者の居住の用に供すること又は遅滞なく供することが確実と見込まれること。
- ② その他の要件
 - イ 新築住宅：床面積 50㎡以上
 - ロ 中古住宅：床面積 50㎡以上
 - （イ）木造住宅…建築後 20 年以内
 - （ロ）マンション等…建築後 25 年以内

(2) 住宅の買換え（建替えを含む。）の場合

- ① 翌年 3 月 15 日までに住宅の買換え（建替えを含む。）をし、これをその者の居住の用に供すること又は遅滞なく供することが確実と見込まれること。
- ② 上記(1)と同じ。

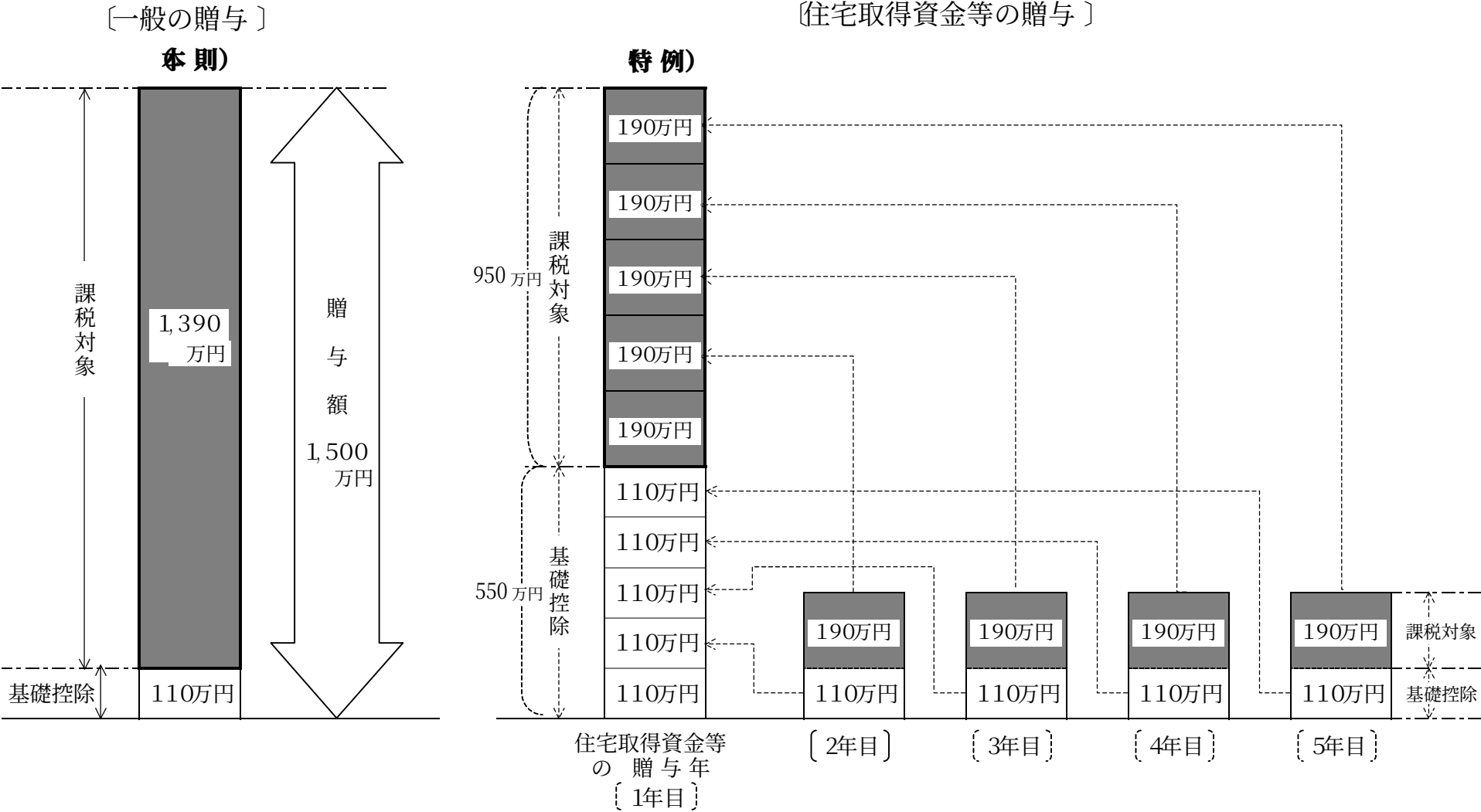
(3) 住宅の増改築等 の場合

- ① 翌年 3 月 15 日までに住宅の増改築等をし、これをその者の居住の用に供すること又は遅滞なく供することが確実と見込まれること。
- ② その他の要件 次のイ又はロのいずれか)
 - イ 増改築等による床面積の増加：50㎡以上
 - ロ 増改築等に係る工事費用：1,000 万円以上

(注) 増改築等」とは、増築、改築、大規模の修繕又は模様替えをいう。

住宅取得資金等の贈与に対する特例 による贈与税額の計算 (5分5乗)の図解

1,500万円の贈与を受けた場合の例



(注) 適用対象：住宅の新築又は取得、「一定の増改築等」、「一定の買換え又は建替え」

住宅取得資金等の贈与に対する特例による負担軽減状況

基礎控除額	110万円
特例非課税限度額	550万円

単位 :万円)

贈与額	本則 (A)	住宅取得資金等の贈与 に対する特例 (B)	(B) - (A)
300万円	21.0	0.0	▲ 21.0
500万円	69.5	0.0	▲ 69.5
1, 000万円	260.5	45.0	▲ 215.5
1, 200万円	355.0	65.0	▲ 290.0
1, 500万円	505.0	105.0	▲ 400.0

小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要

区 分 \ 内 容		土地等の価額の減額割合	適用対象面積(注)
事業用宅地	事業を継続	80%	400㎡まで
	事業を継続せず	50%	200㎡まで
居住用宅地	居住を継続	80%	240㎡まで
	居住を継続せず	50%	200㎡まで
不動産貸付、駐車場等 に利用されている宅地		50%	200㎡まで

(注) 小規模宅地等が事業用宅地（事業を継続）とそれ以外のものとがある場合等には、適用対象面積の調整がある。

○ 小規模宅地等の相続税の特例 の改正の推移

(1) 減額割合の推移

区 分		減 額 割 合			
		抜本改正前	昭和63年～	平成4年～	平成6年～
(1) 特定事業用宅地等 特定同族会社事業用宅地等 国営事業用宅地等	事業用	40%	60%	70%	80%
(2) 特定居住用宅地等	居住用	30%	50%	60%	
(3) 上記以外の事業用宅地又は 居住用宅地	事業用	40%	60%	70%	50%
	居住用	30%	50%	60%	
(4) 不動産貸付、駐車場用、 宅地等	事業規模	40%	60%	70%	50%
	それ以外	40%	0%	0%	

(2) 適用対象面積の推移

区 分		適 用 対 象 面 積				
		抜本改正前	昭和63年～	平成4年～	平成6年～	平成11年～ 平成13年～
(1) 特定事業用宅地等 特定同族会社事業用宅地等 国営事業用宅地等	事業用				330㎡	400㎡
(2) 特定居住用宅地等	居住用					240㎡
(3) 上記以外の事業用宅地又は 居住用宅地	事業用	200㎡				
	居住用					
(4) 不動産貸付、駐車場用、 宅地等	事業規模					
	それ以外					

(注)

(特定事業用宅地等)

被相続人等の事業（不動産貸付業等を除く。）の用に供されていた宅地等で、被相続人の事業を引き継いだ親族等がその宅地等を取得した場合のその宅地等

(国営事業用宅地等)

特定郵便局の用に供されている宅地等でその宅地等を取得した親族から、国が相続開始後5年以上引き続き国の事業の用に供するために借り受けることにつき証明がされた宅地等

(特定同族会社事業用宅地等)

被相続人等が主宰する法人（被相続人等が株式等の半数以上を所有する法人）の事業の用に供されていた宅地等で、その宅地等を取得した一定の親族が引き続きその法人の事業の用に供している場合のその宅地等

(特定居住用宅地等)

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、配偶者又は被相続人と同居していた者等がその宅地等を取得した場合のその宅地等

農地等に対する納税猶予の特例の概要

○ 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予

農業を営む個人が推定相続人のうちの1人に農地(*1)の全部並びに採草放牧地(*1)及び準農地のそれぞれ3分の2以上を贈与した場合の贈与税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、贈与者又は贈与者の死亡前に受贈者が死亡した場合には、猶予税額の納付を免除する。

○ 農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

上記の贈与者が死亡した場合には、その贈与した財産を相続税の課税価格に含めて相続税を計算する。

○ 農地等についての相続税の納税猶予

農地等(*1)の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格(農業投資価格)を超える部分に対する相続税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、

- ①その相続人が死亡した場合
- ②農業後継者に農地等を一括贈与した場合
- ③申告期限後20年間農業を継続した場合(*2)

には猶予税額の納付を免除する。

(*1) 特定市街化区域農地等を除く。

(*2) 都市営農農地等について特例を受けている場合には適用がない。

死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額の推移

改正年	死亡保険金	死亡退職金
昭和13年	相続人全員で 5,000円	相続人全員で 5,000円
22	保険金、退職金合わせて 3万円	
23	" 5万円	
25	廃 止	
26	相続人1人毎に 10万円	—
27	" 20万円	相続人全員で 20万円
28	" 30万円	" 30万円
29	" 50万円	" 50万円
33	" "	50万円×法定相続人の数
40	" 100万円	" "
42	100万円×法定相続人の数	" "
46	150万円 "	80万円 "
50	250万円 "	200万円 "
63 (現 行)	500万円 "	500万円 "

わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—（抄）

平成12年7月14日
税 制 調 査 会

四 資産課税等

2. 相続税

(4) 課税ベース

相続税の課税ベースに関しては、基礎控除額により決定される課税最低限のほか、課税価格算出の特例や非課税財産が検討の対象となります。

（中 略）

② 課税対象財産

相続税は、相続により取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価した上で課税するものですから、すべての財産を平等に取り扱うことが課税の公平上求められます。仮に、特定の財産について、その全部又は一部を課税ベースから除外すれば、相続税が国民の資産選択の中立性を歪めることとなりかねず、租税の基本原則である「中立」の原則にも反することとなります。しかし、相続税においては、財産の性格や用途により、社会的、公共的見地から課税を適当としない財産について、例外的に非課税財産を設けたり、特例措置の対象としているものもあります。

イ. 非課税財産

非課税財産のうち、例えば、死亡保険金・死亡退職金は、働き手を失った遺族らの生活保障としての性格からそれぞれ一定額が非課税とされています。この非課税とされる額は、累次にわたって引き上げられてきた結果、現行では、各々500万円に法定相続人数を乗じた額となっています。これら死亡保険金・死亡退職金については、公的な社会保障制度が充実してきていることなどを踏まえ、資産選択への中立などの課税の中立性、税制の簡素化などの観点に留意しつつ、そのあり方を見直していくべきとの意見があります。

ロ. 小規模宅地等

被相続人の事業や居住（以下「事業等」と言います。）のために用いられていた宅地を相続人が事業等を継続していくために用いる場合には、一定の規模までの宅地については事業や生活の基盤そのものであって、他の資産とは異なった取扱いをしてもよいのではないかとの観点から、現行制度では、小規模な事業用・居住用の宅地につき課税価格の特例が設けられています。

このような特例を設けることについては、特に事業承継に関して、一方で、事業の次世代への円滑な承継が事業者の経営意欲を高め、中小企業の活性化につながるとの意見があります。反面、事業承継に配慮することは、親の財産などに依存せずに自ら起業する

者と事業を承継する者との機会の均等を欠き、ひいては、次世代の経営能力のいかに問わず事業資産の移転を促進することで資源配分の効率性を損なうことになるとの意見もあります。このように、事業承継への配慮の必要性について両論があり得ることに留意して、そのあり方を検討していかなければなりません。

ただ、いずれにしても、小規模であっても宅地を過度に優遇すれば、相続税の有する富の再分配機能を大きく損なうこととなりかねません。また、例えば、地価の高い地域に宅地を有する者が有利となっている実態がないか、事業等の継続のいかに問わず宅地価格（路線価など）の5割は課税価格に算入しないこととしている点に問題はないか、事業等の継続に配慮するという趣旨に適った制度の利用が担保される仕組みとなっているか、といった観点から仕組みを見直していかなければならないとの意見や長期にわたる地価の低下を踏まえて、その縮減を図るべきではないかとの意見もあります。この特例のあり方については、相続税の基本にも関わりかねない問題の一つとして、その趣旨、地価の動向、資産選択の中立性に与えている影響を踏まえた不断の見直しが必要です。

小規模宅地と並んで農地についてもその承継につき特例措置が講じられています。農地に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例は、農業政策の観点から、法律上、その利用・転用・譲渡が厳格に制限されていることなどを踏まえ、自ら農業経営を継続する者を対象に認められているものです。したがって、今後とも、食料・農業・農村基本法や農地法などに基づく基本的な農業政策などのあり方、さらに、農地の転用制限などの実態を踏まえつつ、農地の納税猶予制度のあり方について検討していく必要があります。

ところで、かつては、長子相続制度の下で、長子が代々の事業をごく普通のこととして引き継いでいましたが、今日では、民法の均分相続制度の下で、基本的に兄弟全員が財産を均等に相続することとされているため、相続人間で協議が整わない場合には、代々続いた事業を売却して財産を分割せざるを得ないというような問題も起こります。事業の承継の問題を考えるに当たっては、このように、税制では解決し得ない問題が少なからずあることにも留意しなければなりません。

税法以外の規定による公租公課の禁止の例

租税その他の公課]

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・障害年金、障害手当金などの保険給付 | 厚生年金保険法等) |
| ・高額療養費、出産育児一時金などの保険給付 | 国民健康保険法等) |
| ・基本手当、育児休業給付金などの失業等給付 | 雇用保険法等) |

所 得 税]

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・宝くじの当せん金品 | 当せん金付証票法) |
| ・サッカーくじ (toto) の払戻金 | スポーツ振興投票の実施等に関する法律) |

登録免許税]

- | | |
|--|----------------|
| ・農地法の施行前に旧自作農創設特別措置法の規定による売渡通知書の交付があった土地等の売渡に関する登記 | 農地法施行法第22条第2項) |
|--|----------------|

印 紙 税]

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| ・健康保険に関する書類 | 健康保険法第) |
| ・漁船損害等補償に関する書類 | 漁船損害等補償法) |
| ・支給される国債を担保とする金銭の貸借に関する書類等 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律) |

(参考) 所得税が課税されない給付(公租公課禁止)のうち、社会保障的な給付については、滞納処分も禁止されている。